

施策	56	廃棄物の減量と適正処理				政策	5	人の営みと自然・環境が調和したまちづくり		
施策主管課	環境課		課長名	吉川幸明	内線	5240	政策担当部長名	水道環境部長 菅沼 文秀		
施策関係課名	農業課、男女共同参画課									
重点施策	関連計画	21「いいだ環境プラン、環境モデル都市行動計画、飯田市役所地球温暖化防止実行計画、飯田市一般廃棄物処理基本計画、容器包装リサイクル法に基づく第5期分別収集計画								

1 施策の目的

目的	対象	①市民、事業所 ②廃棄物
	意図	①ごみを少なくする ②適正に処理・リサイクルされる

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
①	住民人口	人	105,691	105,036	104,757	103,947		102,000
②	事業所	所	7,095	-	-	-		7,095
③	総ごみ量(家庭系一般廃棄物+事業系一般廃棄物)	t	28,616	27,977	28,446	28,312		25,978
成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理								
①	ごみの収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄物)	t	23,234	22,578	22,796	22,786		20,562.0
②	再資源化率(家庭系一般廃棄物)	%	34.5	34.9	34.0	33.8		35.6
③	桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物)	t	5,382	5,399	5,650	5,526		5,416
④	不法投棄の発見通報件数(廃棄物重量)	件 (kg)	247 (9,224)	222 (6,976)	234 (9,715)	140 (4,667)		160 (8,500)

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	①ごみ減量・分別に関する啓発活動(関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律) ②それぞれの主体の活動の支援 ③一般廃棄物を適切に収集処理する。	①啓発活動の回数(説明会、広報、FM)(回)	① 32	16		45
		②支援の回数(資源回収、バザー)(回)	② 40	37		40
		③一般廃棄物の収集処理量(t)	③ 28,446	28,312		25,978

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	市民(個人)	①ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)に努める。 ②ポイ捨て、不法投棄をしない。(①②関連法規: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	①ごみの収集量(家庭系一般廃棄物) ②一斉清掃で収集した缶などの量	・家庭ごみの収集運搬における集積場の管理等については、まちづくり委員会が主体的に行っており、概ね適正な管理がなされている。しかしながら、集合住宅など地域コミュニティとの関係が薄い場合には課題もある。
	事業者	①ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)に努める。 ②産業廃棄物を適切に処理する。(①②関連法規: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	①クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物) ②飯伊地区における産業廃棄物の排出量。(県産業廃棄物実態調査)	
	地域団体	ごみ減量の啓発や分別指導を推進する。 団体のリユース活動による廃棄物の減量	環境衛生(委員会等)の活動の回数 バザーの開催回数(PTA, 地域団体、女性団体等)	

3 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

- 計画どおり取り組めた
- おおむね計画どおり
- あまり取り組めなかった
- 達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

- 進んだ
- ある程度進んだ
- あまり進まなかった
- 進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・成果指標としている、ごみの収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄物)、再資源化率(家庭系一般廃棄物)、桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物)についてはほぼ横ばいの数値となっている。また、不法投棄の発見通報件数及び回収量は大幅に減少したが、不法投棄そのものが減少しているかは今後の推移を見る必要がある。これらのことから、全体としては「ある程度進んでいる」と評価した。

【事務事業群テーマ別の評価】

<ごみ減量の啓発>

・まちづくり委員会や市民団体により継続的な啓発がなされている。

<分別収集の啓発>

・現在は一定レベルにはなっているが、今後、プラゴミについては燃やすごみとの混合など、処理方針の変更による影響が懸念される。

・高齢化に対応したごみ処理のあり方の検討が必要な時期にきている。

・ムトス指標の啓発活動については、任期2年の環境衛生担当の委員長の改選に併せて説明会を開いているため、回数の多い年と少ない年ができる。

・一部地域における生ごみの収集については、平成24年度は前年度と比較し収集量が増加したが、協力世帯の増加によると考えられる。

<ごみの適正な処理>

・不法投棄やポイ捨て、分別ルール違反などが不適正なごみの処理と考えられるが、減少傾向にあるとは言い難い。市民モラルの問題でもあるので、継続的な啓発活動が必要と考える。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・まちづくり委員会等と協力するなか、引き続き啓発に努める。

・高齢者世帯など既存のルールによるごみ出しが困難な者に対する研究を進める。

・平成29年度目途の南信州広域連合の新ごみ中間処理施設の稼働に伴う、大幅な分別の変更について研究を進める。